

大隅肝属広域事務組合火葬場きもつき苑

指定管理者募集要項

令和5年7月

大隅肝属広域事務組合

目 次

1	対象施設の概要	・ ・ ・ ・	1 P
2	指定管理者が行う管理等の基準	・ ・ ・ ・	1 P
3	指定管理者が行う業務	・ ・ ・ ・	2 P
4	指定予定期間	・ ・ ・ ・	2 P
5	利用料金に関する事項	・ ・ ・ ・	2 P
6	指定管理料	・ ・ ・ ・	2 P
7	委託料の精算	・ ・ ・ ・	2 P
8	申請者の資格	・ ・ ・ ・	3 P
9	募 集	・ ・ ・ ・	3 P
10	申請関係書類	・ ・ ・ ・	5 P
11	申請書の提出方法	・ ・ ・ ・	6 P
12	審査及び選定方法	・ ・ ・ ・	6 P
13	申請書類の取扱い	・ ・ ・ ・	7 P
14	審査結果の公表	・ ・ ・ ・	7 P
15	指定後の手続	・ ・ ・ ・	7 P
16	その他	・ ・ ・ ・	7 P
	様式集	・ ・ ・ ・	別冊

大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）は、組合が所有する「火葬場きもつき苑」の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに大隅肝属広域事務組合火葬場条例（平成25年2月18日条例第4号）第3条及び第4条の規定に基づき、当該施設の管理等を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 火葬場きもつき苑
- (2) 施設の所在地 鹿屋市下高隈町5999番地3
- (3) 施設等の概要

区 分	面 積 等	備 考
敷地面積	20,232.01㎡	
延べ面積	3,651.65㎡	
火葬棟	2,015.36㎡	ホール、告別室(2)、収骨室(2) 炉前、炉室、機械室、事務室等
待合棟	1,636.29㎡	待合ホール 待合室(6室)、予備室(1室)
火葬炉設備	火葬炉7基(1基予備スペース) 使用燃料：灯油 冷却室、再燃焼炉、集じん装置、排気設備外	
その他	駐車場(60台+身障者6台、バス9台)、四阿、霊灰塔外	

(4) 運営に関する事項

過去3年間の火葬実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3か年平均
件 数	2,142	2,319	2,517	2,326

※件数には、遺体の外、死産児、手足、改葬に伴う火葬等が含まれる。

2 指定管理者が行う管理等の基準

(1) 管理等の基本的方針

火葬場は住民生活にとって重要な業務を担う施設であることを十分認識し、使用者（遺族等）はもとより、他のいかなる団体等に対しても常に公平・公正で、かつ中立性を保つことを指定管理者による管理運営の基本姿勢とする。

(2) 関係法令等の遵守

地方自治法（施行令、規則を含む。）、墓地、埋葬等に関する法律（施行規則等を含む。）などの行政関連法規、労働基準法、労働安全衛生法などの労働関連法規、組合火葬場条例、同施行規則、その他適用される法令等の規定に従い、施設の設置目的に沿った管理運営を行うものとする。

(3) その他

管理等の基準に関する詳細は、仕様書に定める外、指定管理者と組合管理者とが協議の上、協定で定めることとする。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 火葬場の使用の許可等に関する業務
- (2) 火葬場の使用料に関する業務
- (3) 火葬に関する業務
- (4) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、組合管理者が必要と認める業務

※具体的な業務内容及び履行方法は、仕様書記載のとおりです。

4 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 利用料金に関する事項

- (1) 地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度は適用しない。
- (2) 組合と指定管理者は、別に組合財務規則第2条で例によるとされている鹿屋市会計規則第39条による公金徴収事務委託契約を締結し、火葬場きもつき苑の使用料を徴収する業務及び組合に納入する業務を行うこととします。

6 指定管理料（以下「委託料」という。）

組合は、収支予算書（組合公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する規則（以下「規則」という。）第3号様式）において提示のあった金額に基づき、毎年度の予算の範囲内において、施設の管理等に必要な経費を指定管理者に委託料として支払うものとするが、赤字になった場合においても、組合からの補填はしないものとする。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合は、組合と指定管理者の協議により補填について決定するものとする。

委託料は、下記の委託料基準額を上限とし、原則としてこの金額を超える場合は、選定しない。

委託料基準額

年度	委託料基準額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和6年度	48,379千円	4,398千円
令和7年度	48,672千円	4,425千円
令和8年度	48,981千円	4,453千円
令和9年度	49,290千円	4,481千円
令和10年度	49,599千円	4,509千円
合計	244,921千円	22,266千円

（内訳については、別紙「火葬場きもつき苑単年度経費基準額」を参照）

※委託料に含まれる修繕料は、精算対象となっているので、委託料提案時の修繕料については、組合が提示した額をそのまま提案すること。

7 委託料の精算

委託料に含まれる修繕料について剰余金が生じた場合は、組合に返納するものとする。

8 申請者の資格

この募集要項により申請をしようとする法人その他の団体（以下「申請者」という。）（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人は応募できません。）は、次の各号の資格要件の全てを満たすものとする。

- (1) 団体又はその代表者、連合体の場合は構成する団体の全てが次の者であること。
 - ア 同一施設に対して、他団体により申請をしていないこと。
 - イ 申請者の代表者が公務員でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、参加を制限されている法人等でないこと。
 - エ 会社更生法第17条（更生手続開始の申立て）又は民事再生法第21条（更生手続開始の申立て）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていない法人等であること。
 - オ 組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - カ 市税等について滞納がないこと。
 - キ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者でないこと。
 - ク 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でない団体であること。
 - ケ 組合の構成市町（鹿屋市、垂水市、錦江町、南大隅町、肝付町、東串良町）内に本社、本店又は本拠地がある法人等であること。
 - コ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録しており、現に有効な登録番号を有している団体等。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（以下「インボイス」という。）を必要としない消費者、免税事業者及び簡易課税制度適用事業者に限られることが明確な場合は、この限りでない。
- (2) 施設を管理するに当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格、免許等を有していること。（外部委託を含む。）
- (3) 火葬場の管理経験を有する職員を確保することが確実であること。（地元住民の雇用に最大限努めること。）

9 募集

(1) 募集スケジュール

日 程	内 容
令和5年7月7日（金）	募集要項の公表
令和5年7月7日（金）～7月21日（金）	・説明会及び現地見学会 ・募集要項に関する質問受付
令和5年7月7日（金）～8月7日（月）	申請書の受付
令和5年10月中	指定管理者の候補者決定
令和5年12月中	指定管理者の最終決定・通知・公表
令和6年1月下旬	指定管理期間に係る基本協定書締結
令和6年4月1日（月）	・単年度協定書の締結 ・指定管理者による運営管理の開始

(2) 募集要項の配布

- ア 配布時期 令和5年7月7日（金）から令和5年8月7日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- イ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 配布場所 大隅肝属広域事務組合事務局（肝属地区清掃センター内）
※募集要項は、下記の組合ホームページからもダウンロードできます。
ホームページアドレス：<http://osumikimokou.jp/>

(3) 説明会及び施設見学会について

説明会及び現地見学会を希望する申請者に対しては、下記期間において日程調整の上、説明会・現地見学会を実施するので、希望する申請者は令和5年7月14日（金）までに説明会参加申込書（様式1）を持参するかファックスで送信すること。

- ア 期 間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月21日（金）まで
- イ 場 所 火葬場きもつき苑（鹿屋市下高隈町）
- ウ 提出先
大隅肝属広域事務組合事務局（肝属地区清掃センター内）
（ファックス番号 0994-63-7714）
- エ その他
- ・説明会、見学会への参加は、1団体2人以内としてください。
 - ・参加申込書の様式は下記の組合ホームページからダウンロードできます。
- ホームページアドレス：<http://osumikimokou.jp/>

(4) 質疑応答の実施

募集要項等に関する質疑応答を次のとおり行うこととする。

- ア 質問方法
募集要項・仕様書に関する質問書（様式2）に内容を簡潔に記載し、持参又は電子メールにより提出すること。
※上記以外の方法による質問は受け付けません。
※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに、組合事務局まで提出すること。
※電子メールアドレス information@osumikimokou.jp
- イ 質問受付期間 令和5年7月7日（金）から7月21日（金）まで
- ウ 回答方法
質問に対する回答は、本募集要項及び仕様書に関する質問に対してのみ回答を行うこととし、随時、組合ホームページで公表します。最終の回答は7月24日（月）に予定しています。

(5) 応募に関する留意事項

ア 失格要件

- 次の事項により書類審査を満たさない申請者は失格とし、審査の対象から除外します。
- ・提案された委託料が、組合が提示する委託料基準額を上回ったとき。
 - ・申請者の資格要件を満たさないとき。
 - ・提出書類において、提出指導にも関わらず不備が改善されないとき。
 - ・提出書類に虚偽の内容の記載があったとき。

イ 接触の禁止

指定管理者選定委員会の委員、本件業務に従事する組合職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

ウ 追加資料の提出

組合が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合があります。

エ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

10 申請関係書類

指定管理者の指定を受けようとする申請者は、火葬場きもつき苑指定管理者指定申請書（規則第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、提出期間内に組合管理者に提出してすること。

- (1) 指定を受けようとする火葬場きもつき苑の指定期間内における管理等に係る各年度の事業計画書（規則第2号様式）
- (2) 指定期間内における火葬場きもつき苑の管理等に係る各年度の収支予算書（規則第3号様式）
- (3) 当該団体の定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を証する書類

ア 法人の場合

- (ア) 法人税確定申告書（別表1、4、5の1、5の2、7、16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- (イ) 決算報告書（直近3期分）（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、財産目録等）
- (ウ) 勘定科目内訳明細書（1期分）

イ NPO法人の場合

- (ア) 法人税確定申告書（別表1、4、5の1、5の2、7、16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付）
- (イ) 決算関係書類（直近3期分）（貸借対照表、収支計算書、財産目録等）

ウ 個人事業主団体等の場合

- ・ 所得税確定申告書の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付）
 - ・ 収支決算書（損益計算書） 直近3期分
 - ・ 貸借対照表（青色申告書の場合） 直近3期分
- (5) インボイス発行事業者である場合は、登録番号に関する書類（登録通知書写し可）
 - (6) その他当該団体の活動実績に関する書類
 - (7) 有資格者の証明書（写可）
（資格：乙種第4類危険物取扱者、甲種防火管理者）
 - (8) その他組合管理者が必要と認める書類

ア 当該団体の概要を記載した書類（法人にあつては、全部事項証明書）

- イ 当該団体の役員及び構成員（従業員数）を記載した書類
- ウ 当該団体の法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 当該団体及び代表者の市税等に係る徴収金について未納がない旨の証明書（市等発行分）
- オ 代表者の身元証明書（市等発行分）
- カ 誓約書（様式3）
- キ 印鑑証明書
- ク その他必要書類

11 申請書の提出方法

(1) 提出期間

令和5年7月7日（金）から令和5年8月7日（月）まで

- ・最終日の8月7日（月）は、郵送等も含めて午後3時必着とする。
- ・電子メールやファックスでの提出は受け付けません。
- ・提出された書類は返却しません。

(2) 提出場所

〒893-1604

鹿屋市串良町下小原3893番地8

大隅肝属広域事務組合事務局 環境衛生課（肝属地区清掃センター内）

電話 0994-63-0168

(3) 提出方法

提出場所に直接持参（土曜日、日曜日、祝日を除く。）又は郵送すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本6部とします。

12 審査及び選定方法

指定管理者の選定に当たっては、書類審査の外面接審査により、組合火葬場条例第5条の規定等に基づく次の基準により、総合的に判断するものとします。

(1) 提案された委託料が適正であること。

ア 委託料が低額か。

(2) 申請者が指定管理者としての安定性を有していること。

ア 団体の組織形態が安定しているか。

イ 団体の財務実態が安定しているか。

ウ 有事の際、迅速な対応が可能か。

(3) 使用者の平等な使用が確保されること。

ア 使用者に対する公平で利便性の高いサービスの提供が可能となっているか。

イ 利用者からの要望、苦情に柔軟に対応できる体制となっているか。

(4) 事業計画書が施設の効用を最大限発揮し、管理等経費の節減が図れる内容であること。

ア 事業計画は的確か。

イ 効率的な運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか。

(5) 施設の管理等を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

ア 火葬施設又は類似施設の管理実績があるか。又は、他公共施設で指定管理実績はあるか。

イ 安定的な運営が可能となる人的能力が確保されているか。

ウ 安定的な運営が可能となる物的能力が確保されているか。

エ 不測の事態に対し、安定性及び信頼性があるか。

(6) 安全管理等の状況が適正であること。

- ア 使用者の安全が確保されているか。(通常時、災害時)
- イ 個人情報保護の保護体制が整えられる計画内容になっているか。

(7) その他

- ア 地域住民との協調及び協力が図れる体制となっているか。
- イ 関連する業者と円滑な交渉及び協力が図れる体制となっているか。
- ウ 再委託等の地元業者の活用を考慮しているか。

13 申請書類の取扱い

事業計画書、提案内容等については、必要に応じて公表することがある。

14 審査結果の公表

審査結果は、各申請者に令和5年10月中(予定)に、郵送で通知します。

グループで応募した場合は、グループの代表団体宛てに郵送します。

また、組合のホームページにより公表するが、公表については、第1順位候補者(優先候補者)のみ実名により行い、第2順位以下の応募者名はアルファベット(A、B、C)とする。

なお、指定管理者の最終決定は、組合議会での議決を経た上で行うこととする。

15 指定後の手続

施設の管理業務等に関する詳細については、組合管理者と協議の上、指定管理期間に係る「基本協定書」を締結した上で、各年度の指定管理業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める「単年度協定書」を締結するものとする。

16 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、組合は指定の取消しを行うことができるものとする。その場合、組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。さらに、組合及び次期指定管理者が円滑に火葬場の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

イ 不可抗力による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければならない。

組合及び指定管理者のどちらの責めに帰することができず、業務の継続が困難になった場合は協議を行うこととするが、火葬場という位置付けを鑑みて一定期間内に協議が整わない場合は、組合は指定の取消しができるものとする。その場合、指定管理者は、組合及び次期指定管理者が円滑に火葬場の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

(2) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者などに損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が組合の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

(3) 保険

組合は、火葬場に関し次の保険に加入しているので、指定管理者は、その管理する業務の実施に当たり、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。

- ・「公益社団法人全国市有物件災害共済会」 建物総合損害共済

[募集要項様式集]

別冊

- 1 指定管理者指定申請書（規則第1号様式）
- 2 事業計画書（規則第2号様式）
- 3 収支予算書（規則第3号様式） …… 各年度（5年分）提出
- 4 説明会参加申込書（様式1）
- 5 募集要項・仕様書に関する質問書（様式2）
- 6 誓約書（様式3）
- 7 提出書類チェック票（様式4）

◎問い合わせ先

大隅肝属広域事務組合環境衛生課
〒893-1604 鹿屋市串良町下小原3893番地8
TEL 0994-63-0168
FAX 0994-63-7714
E-mail information@osumikimokou.jp